磐田市不妊治療（先進医療）費助成事業

磐田市では、不妊治療における経済的な負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。

**【制度の概要】**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者（右記のすべてに該当する方） | 1. 法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある者で、生殖補助医療以外の治療法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された方
 |
| 1. 夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が磐田市内に住所を有する方
 |
| 1. 他の自治体から助成を受けていない方
 |
| 夫婦ともに、市税を完納している方 |
| 助成の対象となる費用 | **保険適用の生殖補助医療**に併せて行われる**先進医療**の費用（助成対象外となるもの）○体外受精及び顕微授精を全額自己負担で実施した場合○一般不妊治療（人工授精など）○保険診療とは別に、単独で先進医療を実施した場合【対象となる先進医療】（令和４年８月１日時点厚生労働省HPより※最新の情報は、厚生労働省のページ（先進医療を実施している医療機関の一覧）をご確認ください。）○ SEET法○ タイムラプス○ 子宮内膜スクラッチ○ PICSI○ ERA / ERPeak○ 子宮内細菌叢検査（EMMA / ALICE）○ IMSI○ 二段階胚移植法○ 子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査）○ 不妊症患者に対するタクロリムス投与療法 |
| 助成額・　　助成回数 | * １回の生殖補助医療（保険適用分）に併せて実施した先進医療につき、１０万円を上限に助成する。
* 助成回数：初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が　　　　　・４０歳未満の場合、４３歳になるまで１子ごとに６回　　　　　・４０歳以上の場合、４３歳になるまで１子ごとに３回
 |
| 申請方法・申請期間 | 一連の治療が終了した治療終了日（令和５年４月１日以降に治療終了）の属する年度内に、こども未来課窓口（iプラザ３階）へ申請する。（１月～３月に終了した場合は治療終了日から９０日以内に申請する。）※一連の治療とは、「採卵」または「胚の解凍」から「妊娠の確認」または「医師の判断による治療計画の中止」に至るまでの生殖補助医療の過程のこと。 |
| 必要書類 | 1. 磐田市不妊治療費（先進医療）助成金交付申請書
2. 生殖補助医療に係る医療機関発行の領収書及び診療明細書（原本）
3. 不妊治療（先進医療）費受診等証明書（原本）
4. 申請者名義の振込先が分かるもの（ゆうちょ銀行の場合は通帳）
5. （必要な方のみ）事実婚に関する申立書・戸籍謄本
 |

**申請から振込までの流れ**

1. 申請書の受付
2. 書類の審査
3. 決定通知書の送付　申請日の翌月中旬頃
4. 助成金の振込　申請日の翌月末

**助成対象となる治療費のイメージ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険適用となる治療 |  | 先進医療による治療 |
| 公的保険により負担（7割） | 自己負担（3割） | + | 自己負担（10割） |
| 【保険適用となる治療】・体外受精・顕微授精・TESE、MESA等の男性不妊治療 |  | 【先進医療となる治療】（令和４年８月１日現在）　　　　　　　IMSI、PICSI、ERA /ERPeak、タイムラプス、EMMA / ALICE、SEET法、子宮内膜ｽｸﾗｯﾁ、子宮内フローラ検査、二段階胚移植法不妊症患者に対するタクロリムス投与療法 |

**助成対象（上限10万円）**